

平成31年 第3回

教育委員会定例会会議録

平成31年3月29日

中央区教育委員会

平成31年第3回教育委員会定例会会議録

開会日時 平成31年3月29日(金) 午後3時00分

場 所 中央区役所6階会議室

出席委員 中央区教育委員会教育長 平林治樹  
委員 森田潤一  
委員 渥美哲夫  
委員 窪木登志子  
委員 本宮典幸

説明のために出席した事務局職員

次 長 長嶋育夫  
参 事 伊藤孝志  
学務課長 星野一晃  
学校施設課長 染谷修一  
指導室長 吉野達雄  
教育支援担当課長 細山貴信  
統括指導主事 村上隆史  
統括指導主事 上原史士  
図書文化財課長 志賀谷優

説明のために出席した区長部局職員

文化・生涯学習課長 木曾雄一

書 記 中央区教育委員会事務局

教育行政推進係長 荻原雅彦  
教育行政推進係員 宮崎真里

開 議 午後3時00分平林教育長開会宣言

会議規則第30条による署名委員

教育長 平林治樹  
委 員 本宮典幸

- 日程第1 議案第11号  
中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第2 議案第12号  
中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第3 議案第13号  
中央区立宇佐美学園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第4 議案第14号  
中央区教育委員会事務局幹部職員の人事について
- 日程第5 議案第15号  
中央区立幼稚園長の人事について
- 日程第6 議案第16号  
中央区青少年委員の解嘱について
- 日程第7 報告事項  
各課事業報告について
- 追加日程第1 議案第17号  
中央区立幼稚園副園長の人事について

教 育 長 　　ただいまから、平成31年第3回教育委員会定例会を開会いたします。  
初めに、本日の会議録の署名委員を指名します。本日は、本宮委員にお願いいたします。

日程に入る前に、2月6日に開催いたしました、平成31年第2回教育委員会定例会の非公開教育委員会会議録の開示についてお諮りいたします。

公表前の予算案に関する審議であったために、非公開教育委員会で審議をしましたが、2月7日に予算案が公表されていますので、中央区教育委員会会議規則第29条第3項の規程に基づいて、非公開教育委員会の会議録を開示したいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 　　ご異議ないものと認め、平成31年第2回定例会の非公開教育委員会の会議録を開示することといたします。

それでは、本日の日程に入ります。日程第1、議案第11号、日程第2、議案第12号は一括して議題といたします。議案第11号、議案第12号を、書記、朗読願います。

（書記朗読）

教 育 長 　　それでは、提案説明をお願いします。

次 長 　　議案第11号「中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定」について、

議案第12号「中央区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定」について、それぞれ提案説明。

教 育 長 　　ただいまの説明について、ご質問等ございましたら、お伺いします。

（「なし」の声あり）

教 育 長 　　よろしいですか。ご質問等がないようですので、順次、お諮りいたします。  
まず、議案第11号を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 　　ご異議ないものと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第12号を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長 　　ご異議ないものと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり、可決をされました。

次に、日程第3、議案第13号を議題といたします。議案第13号を書記、朗読願います。

（書記朗読）

教 育 長 　　それでは、提案説明をお願いします。

次 長 議案第13号「中央区立宇佐美学園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定」について、提案説明。

教育長 ただいまの説明について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

窪木委員 本件の内容に関することではありませんが、「劣っている」「受けなかった」などの条文の撥音の記載が小さな「つ」ではなく、大きな「つ」で表記されていますが、大きな「つ」を使用するのでしょうか。

次 長 区長部局の法規担当にも確認して、大きな「つ」で表記しております。わかりました。

教育長 ほかにご質問等、ございますか。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいですか。ご質問等がないようですので、議案第13号を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第14号を議題といたします。議案第14号を書記、朗読願います。

(書記朗読)

教育長 それでは、提案説明をお願いいたします。

次 長 議案第14号「中央区教育委員会事務局幹部職員の人事」について、提案説明。

教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたら、お伺いします。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいですか。ご質問等がないようですので、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第15号を議題といたします。

議案第15号を、書記、朗読願います。

(書記朗読)

教育長 それでは、次長から提案説明をお願いいたします。

次 長 議案第15号「中央区立幼稚園長の人事」について、提案説明。

教育長 ただいまの説明について、ご質問等ございましたら、お伺いします。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいですか。ご質問等がないようですので、本案を可決することにご

異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長　　ご異議ないものと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第16号を議題といたします。

議案第16号を、書記、朗読願います。

(書記朗読)

教育長　　それでは、次長から提案説明をお願いします。

次長　　議案第16号「中央区青少年委員の解嘱」について、提案説明。

教育長　　ただいまの説明について、ご質問等ございましたら、お伺いします。

(「なし」の声あり)

教育長　　よろしいですか。それでは、本案を可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長　　ご異議ないものと認めます。よって議案第16号は原案のとおり可決をされました。

ここで追加議案を提出したいと存じます。件名は「中央区立幼稚園副園長の人事について」でございます。

以上1件を追加議案として提出したいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長　　ご異議ないものと認めます。

それでは、ただいまより追加議案を席上に配付させていただきます。

ただいま、席上に配付いたしました議案については、追加日程第1、議案第17号として、本日の日程に追加してご審議いただきたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長　　ご異議ないものと認めます。

それでは、追加日程第1、議案第17号を議題といたします。議案第17号を書記、朗読願います。

(書記朗読)

教育長　　では、次長から提案説明をお願いいたします。

次長　　議案第17号「中央区立幼稚園副園長の人事」について、提案説明。

教育長　　ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたら、お伺いします。

(「なし」の声あり)

教育長　　よろしいですか。それでは、議案第17号を可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり、可決されました。

次に、日程第7、報告事項のうち、(1)について報告をお願いします。

次長 「平成31年第1回区議会定例会(2月議会)一般質問の概要」について、資料1により報告。

教育長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいですか。それでは、(2)について報告をお願いします。

指導室長 「平成31年度小・中学校、幼稚園教育管理職配置一覧」について、資料2により報告。

教育長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたら、お願いします。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいですか。それでは、(3)について、報告をお願いします。

参事 「意見・要望」の1件目について、資料3により報告。

学務課長 「意見・要望」の2件目について、資料3により報告。

図書館財課長 「意見・要望」の3件目について、資料3により報告

教育長 ただいまの報告について、ご質問等ございましたら、お願いします。

森田委員 図書館のトイレの便座の温度設定について意見・要望がありました。利用者が設定を変更できると、便座の温度を高く変更されて低音やけどの原因になる可能性もあるので、施設の管理者のみが設定を変えられる仕組みにするのが良いのではないかと思います。

図書館財課長 森田委員のご指摘のとおり、今は手順を踏めば、利用者が便座の温度設定を変更できるようになっています。集中的に管理するという事は難しいのですが、今後は個別にロックをかけるなどの仕組みにしていきたいと考えています。

教育長 ほかにご質問等、ございますか。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいですか。

本日予定していた日程は終了いたしました。委員の皆さまからご意見等ございましたらお伺いいたします。

本宮委員 先ほど平成31年度小・中学校、幼稚園教育管理職配置について報告がありました。校長先生や副校長先生が変わる学校が複数、特に中学校は全校の校長先生が変わります。

世の中では、SNSを使ったいじめによる自殺や虐待による死亡事件など子どもたちが被害を受ける事件が発生し、報道されていますが、学校で直接

子どもたちに接する先生方が、子どもの状況を見て、感じとっていただくことが最善の予防策だと思います。ですから、校長先生をはじめとした教員の皆さんには、子どもとの距離を早く縮めるとともに、アンテナを高くしていただきたい。そこを先生方に強くお伝えいただきたいというのが、私の要望です。

指導室長 ありがとうございます。今、本区の学校に勤務している教員には、校園長会や研修を通して、ご要望いただいた内容についての指導や児童・生徒の状況などの理解を徹底しております。

新しく本区に勤務する教員を対象とした研修を年度当初に行いますので、その研修の中でも指導してまいります。

また、再度、校園長会でも指導の徹底を行いたいと思います。

本宮委員 よろしくお願ひします。

教育長 ほかにご質問等ございますか。

森田委員 大阪府が学校への携帯電話の持ち込みを認めることを受けて、文部科学省で「小中学校は持ち込みを原則禁止」としていた指針を見直すという報道がありました。教室での使用を禁止しても使ってしまう子どもが出てくるかもしれないし、表面上は把握できないSNSを利用したいじめなども、携帯電話などを使用する年齢が下がってきていることで、下の学年でも出てくると思います。中央区では携帯電話の学校への持ち込みにどのようにしていくのでしょうか。

指導室長 携帯電話等については、学校への持ち込みを認めるのかということと、使い方を分けて、検討を進めていった方が良いと考えています。

まず、学校への持ち込みについては、大阪府では災害時の対応などの安全という視点で認めるということです。また、使い方という面では、都立高校で個人のスマートフォンを授業に活用するという取組も行われていますので、数年後には小中学校でも同様の取組が行われるかもしれません。

今後、国や東京都の動向を注視して本区での対応を検討していきたいと思ひます。本件については、校園長会でも話題になりましたが、国の方針も出ていませんので、これまでどおり携帯電話等の持ち込みは原則として行わないということを確認しています。

P T A連合会との意見交換会でもお話しましたが、携帯電話やスマートフォンを禁止するという時代ではなくなってきましたから、どのように活用するかということとともに、情報モラルについて子どもたちはもちろん保護者にもしっかり伝えていきたいと思ひておひます。

森田委員 わかりました。ありがとうございます。

渥美委員 今のご説明のとおり、携帯電話やスマートフォンを持つてはいけなひとい



う世の中ではなくなってきたという現状ですから、使い方をどのように指導していくかが大切だと思います。今は、公衆電話がほとんどありませんから、携帯電話が安否確認のための連絡手段となっているのでしょうか。子どもたちが携帯電話等を最初に手にするのは家庭です。携帯電話等を持たせるのであれば、初めて手にしたときから、使い方の指導はしっかり行っていただきたいと思います。学校での指導はもちろんですが、情報モラル教育には家庭の役割が大きいと思いますので、保護者を対象にした講演などで家庭への啓発に取り組んでいただきたいと思います。

指導室長

安全という視点での保護者からの携帯電話等の持ち込みについての意見については、災害時の安否確認ということもありますが、携帯電話等にはGPSがついているので、子どもが今どこにいるのか所在確認ができるということもあります。子どもの安否確認、所在確認のための要望には、個別に慎重に話し合いながら対応を行っています。

先ほど、禁止から活用へと世の中が動いているとお話ししたように、十数年前は子どもたちに携帯電話を持たせるのをやめましょうという時代でしたが、この10年で携帯電話やスマートフォンをどのように活用していくかという時代が変わってきました。使い方についても、学校で教えることなのかと論じられている時期もありましたが、現在は学校でも家庭でも情報モラルとして教えるべきだということになり、東京都教育委員会が「SNS東京ルール」を策定し、それを踏まえて、各学校がSNS学校ルールを策定して各家庭でのルール作りを働きかけています。いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐため、子どもたちへの指導はもちろんですが、家庭への啓発を今後もしっかりと行っていきたいと思っています。

渥美委員

ありがとうございます。よろしくお願いします。

教育長

ほかにご質問等よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長

それでは、これをもちまして、本日の委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後3時28分 教育長閉会宣言

署名委員